

紀の川緑地内除草業務仕様書

本仕様書は、和歌山市の発注する紀の川緑地内除草業務（下流）の内容について定めたものであり、これに基づいて業務を行うものである。

（業務名） 紀の川緑地内除草業務（下流）
（委託範囲） 表一1、2、3により指定した紀の川緑地4箇所。作業数量等は表一1のとおり。
（目的） 指定した緑地の除草を実施し、修景を保持することにより、市民の良好な公園利用に供することを目的とする。
（業務内容） 和歌山市が管理する紀の川緑地のグラウンド、広場及び堤防の除草作業を行う。

1 一般事項

- (1) 受注者は、業務内容を示す看板、その他作業現場に必要な注意板、制札板などを、公園利用者などが見やすい位置に設置すること。
- (2) 業務看板については、原則として以下に示す項目を明記すること。
 - ① あいさつ文「ご迷惑をおかけします」
 - ② 業務の内容（例：「公園の草刈を行っています」）
 - ③ 履行期限
 - ④ 委託名
 - ⑤ 委託発注部署及び連絡先
 - ⑥ 受注者及び連絡先
 - ⑦ 現場責任者
- (3) 本仕様書に明示のない場合及び疑義が生じた場合は、本市担当者と協議すること。
- (4) 受注者は、業務委託の作業終了後、速やかに現場の後片付けを行い、入念な清掃を行うこと。
- (5) 受注者は、ガソリン、電気などの危険物を使用する場合は、その保管及び取扱いについて、関係法令の定めるところに従い、安全対策を講じること。
- (6) 作業従事者は、作業に適した服装で、ヘルメット、安全靴、安全帯、保護眼鏡などの作業上必要な保護具を着用し、安全対策を講じること。
- (7) 受注者は、事故・苦情などが発生した場合には、被害者の救助を最優先に行うこと。また二次災害防止のための必要な措置を講じ、本市担当者及び関係機関に直ちに連絡し、受注者の責任において解決すること。また、事故の原因、経過及び被害の内容などについて、遅滞なく事故報告書を速やかに提出すること。
- (8) 受注者は、完了後速やかに指定された書類及び図書類を点検整備し、提出すること。
- (9) 受注者は、完了書類提出後に、本市検査を受けること。また検査によって指摘を受けた箇所については、速やかに手直しを行い、市担当者に報告すること。
- (10) 受注者は、市の承諾を得ないで本業務の全部又は一部を第三者に請け負わせてはならない。
- (11) 受注者は、本業務実施に伴い知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (12) 受注者は、区域内を適宜巡視し、施設の破損等、異常事態を確認した場合は本市担当者に報告すること。

2 除草

(1) 作業現場毎の除草の時期については、次のとおりとする。

表-1 除草面積、回数及び時期一覧

緑地名	詳 細	除草面積 (1回当たり)	除草回数 (除草時期)
紀の川 第1緑地	広場	2,100m ²	年 6 回 4月 6月 7月 8月 9月 11月
	遊歩道	6,400m ²	年 3 回 4月 7月 11月
紀の川 第3緑地	公園	30,000m ²	年 6 回 4月 5月 7月 8月 9月 11月
	グラウンド1	14,500m ²	年 6 回 4月 5月 7月 8月 9月 11月
	グラウンド2	19,700m ²	年 3 回 4月 7月 11月
	のり面他	5,700m ²	年 2 回 7月 11月
紀の川 第5緑地	広場	14,000m ²	年 7 回 6月 4月 5月 7月 8月 9月 10月
	野球場	6,700m ²	年 3 回 4月 7月 10月
紀の川 第8緑地	公園	21,200m ²	年 6 回 4月 5月 6月 8月 9月 10月
	のり面他	1,200m ²	年 2 回 4月 10月

表-2 草刈り時期一覧

	4月 10 20	5月 10 20	6月 10 20	7月 10 20	8月 10 20	9月 10 20	10月 10 20	11月 10 20	12月 10 20
紀の川 第1緑地					7/19迄				
紀の川 第3緑地									
紀の川 第5緑地				5/24迄	※6/22迄		9/22迄	10/30迄	
紀の川 第8緑地									

注1 草の成長状況や地元調整の結果、草刈り時期を変更することがある。

注2 原則として、土曜日、日曜日及び祝日は作業を行わないこと。

※ 梅雨の影響により、第5緑地の6月の除草が実施できない場合は、11月に除草を行う。

表-3 各緑地の住所一覧

緑地名	住 所
紀の川第1緑地	和歌山市湊1575番地の2地先から和歌山市湊1677番地の3地先まで
紀の川第3緑地	和歌山市中之島1010番地先から和歌山市有本760番地の1地先まで
紀の川第5緑地	和歌山市杉ノ馬場地先から和歌山市西布経丁地先まで
紀の川第8緑地	和歌山市粟66番地先から和歌山市船所159番地先まで

(2) 作業中は、刈草、石及びゴミ等が飛ばないよう飛散防止対策を行うとともに、歩行者、通行車輛及び公園利用者等に危険のないよう安全対策を行うこと。

(3) 除草の刈込み高は3センチメートル以下とする。

(4) 除草剤は使用しないこと。

(5) フェンス等に巻きついているツタ類は除去すること。

(6) 広場の除草は、大型機械による除草及び集草を行うこと。ただし、公園施設の周辺等、大型機械による除草が困難な場所については、肩掛式刈払機又は手刈りにより補助刈りを行い、刈り残しがないようにすること。

(7) グラウンドの除草は、グラウンド内を機械等で荒らさないように注意すること。また、グラウンドは一般利用者の貸出し用になっているので、貸出し日については、本市担当者に確認し、グラウンドの貸出し利用がない日に草刈りを行なうこと。

(8) 各作業現場の除草完了後は、速やかに本市担当者に連絡し、本市担当者の現場確認を受けること。

3 現場発生材の運搬及び処分

(1) 受注者は、現場での刈草（以下、「現場発生材」という。）を現場に存置することなく、公園利用及び紀の川を含む周辺環境に支障が生じないよう、作業都度、集草、搬出を実施し、青岸エネルギーセンターに搬入及び処分を行うこと。同センターへの搬入に際しては、同センター管理者の受入基準及び指示に従うこと。なお、施設定期点検等により同センターに搬入できない場合は、青岸クリーンセンターを代替え処分地とし、搬入方法、搬入時間の打合せを行なうえ、適切に処分すること。

処分地の所在及び名称	受入れ日時等
和歌山市湊1342-3 TEL 428-4153 青岸エネルギーセンター	月曜から土曜 (午前9時から午後3時30分まで) ※受入れ時間の変更指示があった場合はそれに従うこと。

(2) 現場発生材の搬出及び運搬の際は、過積載防止を厳守するとともに、飛散しないように注意すること。

(3) 現場発生材は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「法」とする。）において、「一般廃棄物」に該当するため、法令を遵守し、適正に処理するものとする。

(4) 受注者は、現場発生材の運搬及び処理方法について、次の事項を記載した刈草処理計画書を作成し、作業着手前に本市担当者に提出のうえ、承認を受けるものとする。

- ① 発生材の種類
- ② 発生材の運搬方法、飛散防止対策
- ③ 発生材の受け入れ場所、名称等

4 提出書類

(1) 受注者は、本委託業務について次項の関係書類を提出すること。

- ① 現場代理人等通知書、経歴書及び資格証（写し）

- ② 刈草処理計画書
- ③ 月間作業計画書（各月単位）
- ④ 月間作業報告書（各月単位）
- ⑤ 完了報告書（各月単位）
- ⑥ 完成写真（着工前、作業中、完成時）
完成写真は着工前と完成が対比できる写真とし、作業中は除草、集草、積込状況を撮影すること。
- ⑦ 刈草処分量集計報告書（各月単位）
- ⑧ 刈草処分受入伝票（写し）および集計表
- ⑨ 業務完了通知書
- ⑩ その他（市担当者が指示する書類）

(2) 毎月初めに、各日ごとの作業現場、作業人数、作業時間、使用機材および台数を記載した月間作業計画書を提出し、本市担当者に速やかに届け出ること。

(3) 本市担当者による現場確認後、各作業現場の完了報告書を速やかに提出すること。

(4) 完了報告書には、各日ごとの作業現場、作業人数、作業時間、使用機材および台数を記載するとともに、着手前、作業中、完了後の現場写真と、刈草の処分伝票（写し）を添付すること。

5 その他特記事項

- (1) 当業務委託の各作業現場の除草順については、本市担当者と協議し、各作業現場の第1回目の除草は、本市担当者の説明を受けてから着手すること。なお、作業着手時間は午前7時以降とし、付近住民等から苦情等が出た場合、開始時間の調整を行うものとする。
- (2) 作業工程内においては、事前に施設予約状況を市担当者に確認し、翌日の作業予定内容をファックス又は電話にて報告すること。また原則として、土曜日、日曜日及び祝日は作業をしないこと。やむを得ず作業を行なう場合は、本市担当者と十分な打合せを行うこと。
- (3) 本市担当者から、緊急的に作業の指示があった場合には、誠意を持って指示に従うこと。
- (4) 当業務作業において、本市担当者の指示に従わない場合、及び苦情等が発生した場合は、指名停止等の措置を行う場合があるので、留意して作業にあたること。
- (5) 当業務作業中に、公園施設等を破損した場合は、速やかに本市担当者に連絡し、受注者の責任において、修繕を行うこと。
- (6) 業務にあたっては、関係法令、条例及び規則等を遵守すること。
- (7) 除草面積の協議を行う場合、受注者は丈量図を作成し、本市担当者に提出の上、協議するものとする。また丈量図作成に必要な費用は、受注者の負担とする。
- (8) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - ① 本業務委託において、暴力団員等による不当介入（不当要求（応すべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）協力金の要求及び妨害をいう。以下同じ。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、本市へ報告、所轄の警察に通報及び捜査上必要な協力（以下「通報等」という。）を行うこと。
 - ② 前項①により所轄の警察に通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載し書面により発注者に報告すること。
 - ③ 本業務委託において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
 - ④ 前項①及び②の措置を怠ったときは、指名停止を行うことがある。

6 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で公園緑地課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文章にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

令和8年度紀の川緑地内除草業務（下流）箇所一覧表

緑地名	詳細	除草単位数量	回数	積算数量
第1緑地	広場	2,100m ² /回	年6回	12,600m ²
	遊歩道	6,400m ² /回	年3回	19,200m ²
第3緑地	公園	30,000m ² /回	年6回	180,000m ²
	グラウンド1	14,500m ² /回	年6回	87,000m ²
	グラウンド2	19,700m ² /回	年3回	59,100m ²
	のり面他	5,700m ² /回	年2回	11,400m ²
第5緑地	広場	14,000m ² /回	年7回	98,000m ²
	野球場	6,700m ² /回	年3回	20,100m ²
第8緑地	公園	21,200m ² /回	年6回	127,200m ²
	のり面他	1,200m ² /回	年2回	2,400m ²
				合計 617,000m ²

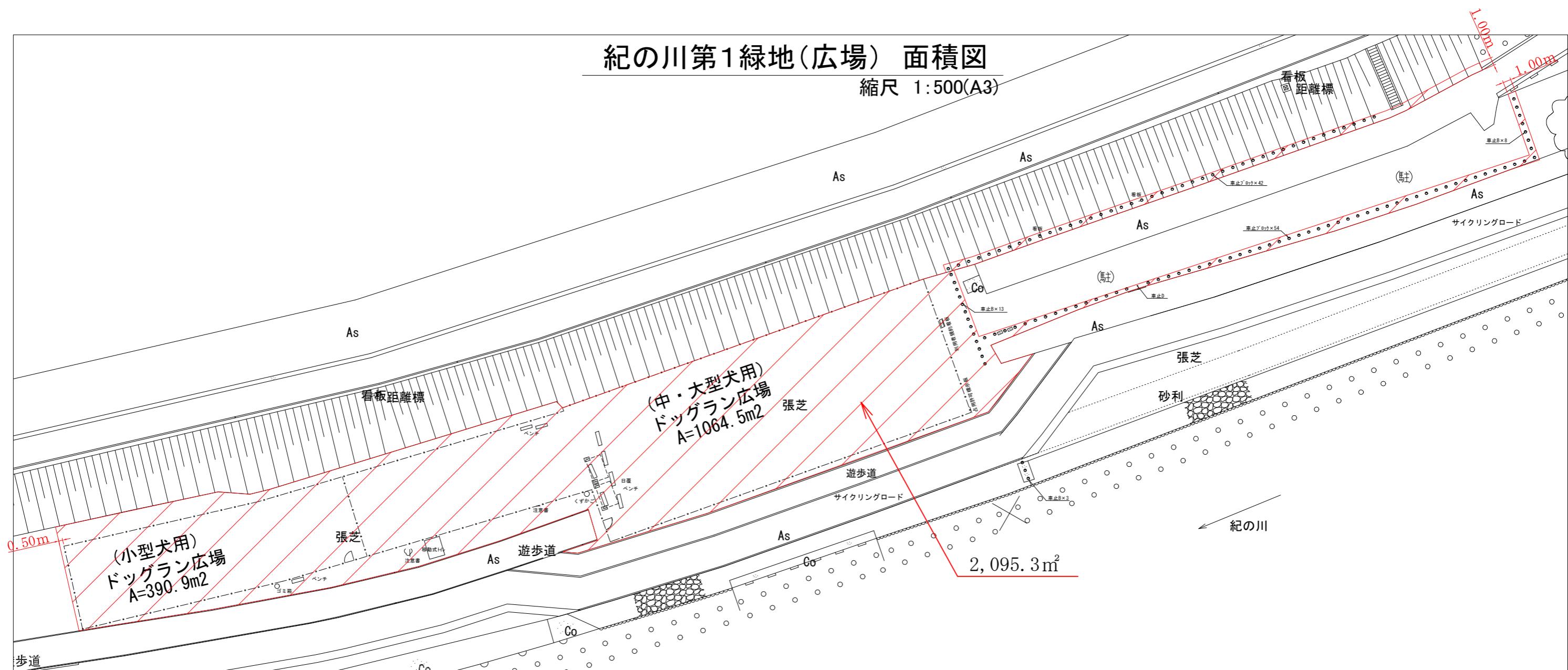
紀の川第1緑地(広場) 平面図

縮尺 1:2500(A3)



紀の川第1緑地(広場) 面積図

縮尺 1:500(A3)

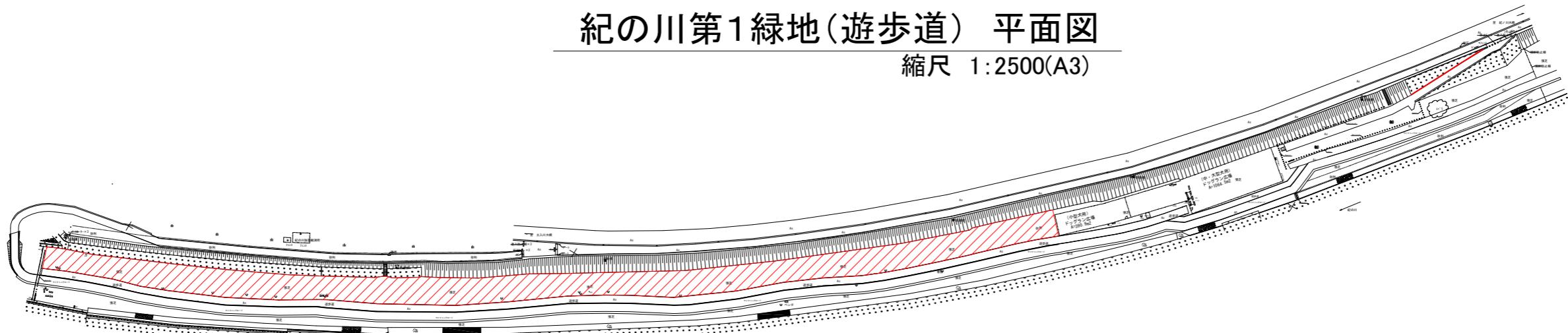


紀の川第1緑地(広場) 草刈面積

2,095.3 ÷ 2,100 m²

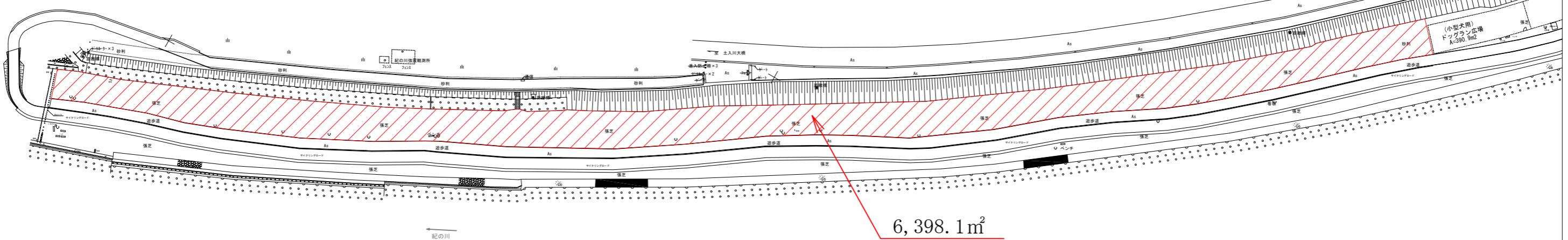
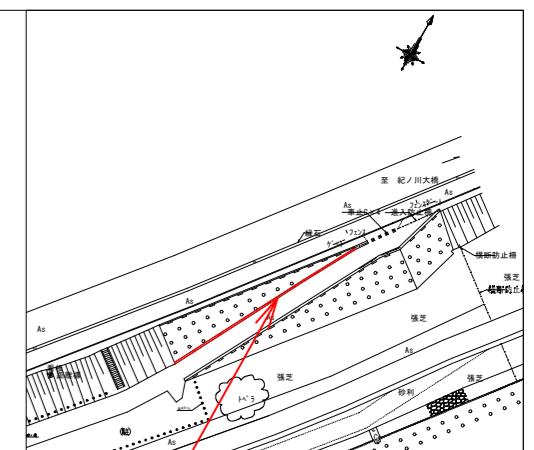
紀の川第1緑地(遊歩道) 平面図

縮尺 1:2500(A3)



紀の川第1緑地(遊歩道) 面積図

縮尺 1:1500(A3)

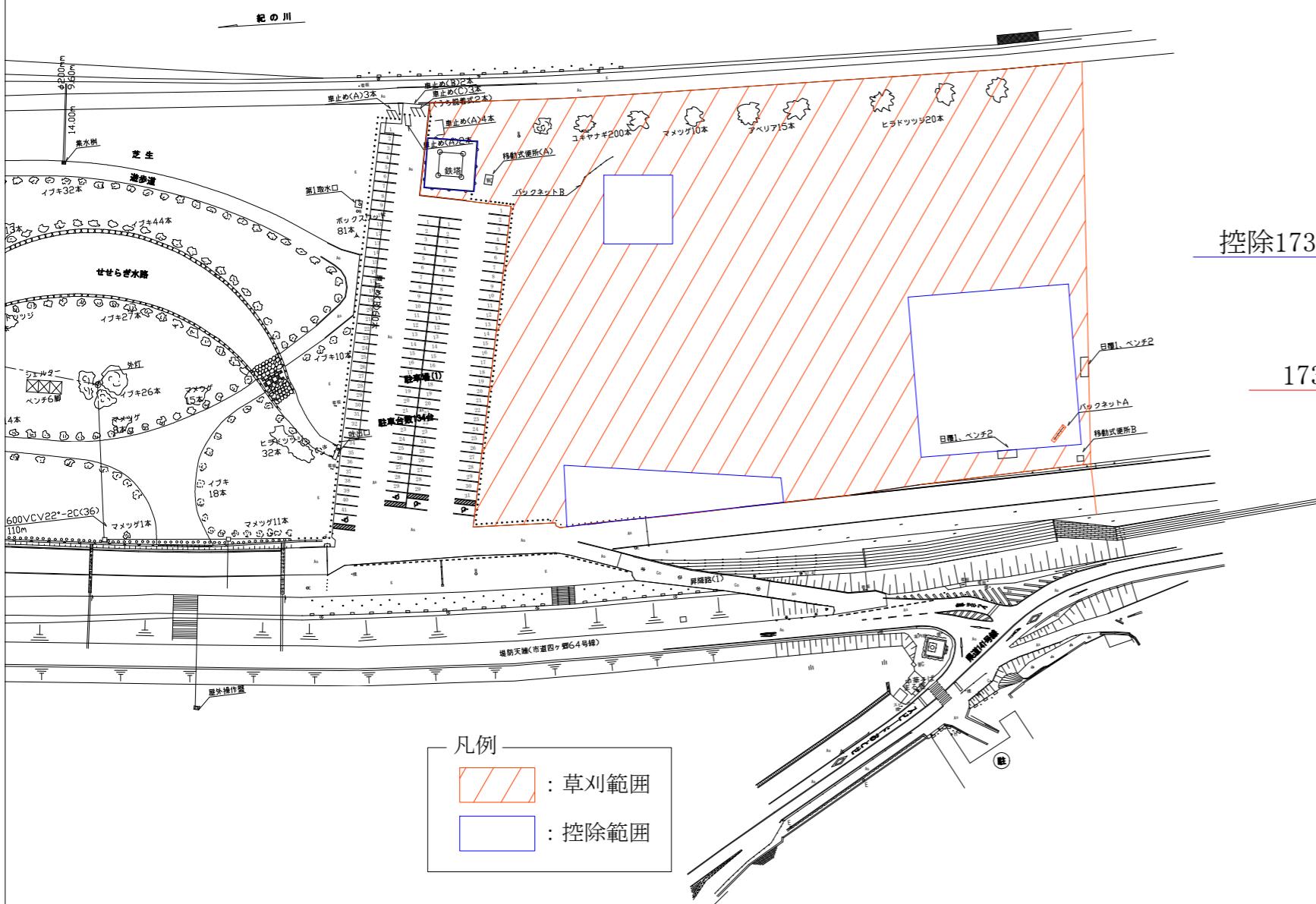


紀の川第1緑地(出入口法面、遊歩道) 草刈面積
 $12.7 + 6,398.1 = 6,400 \text{ m}^2$

N

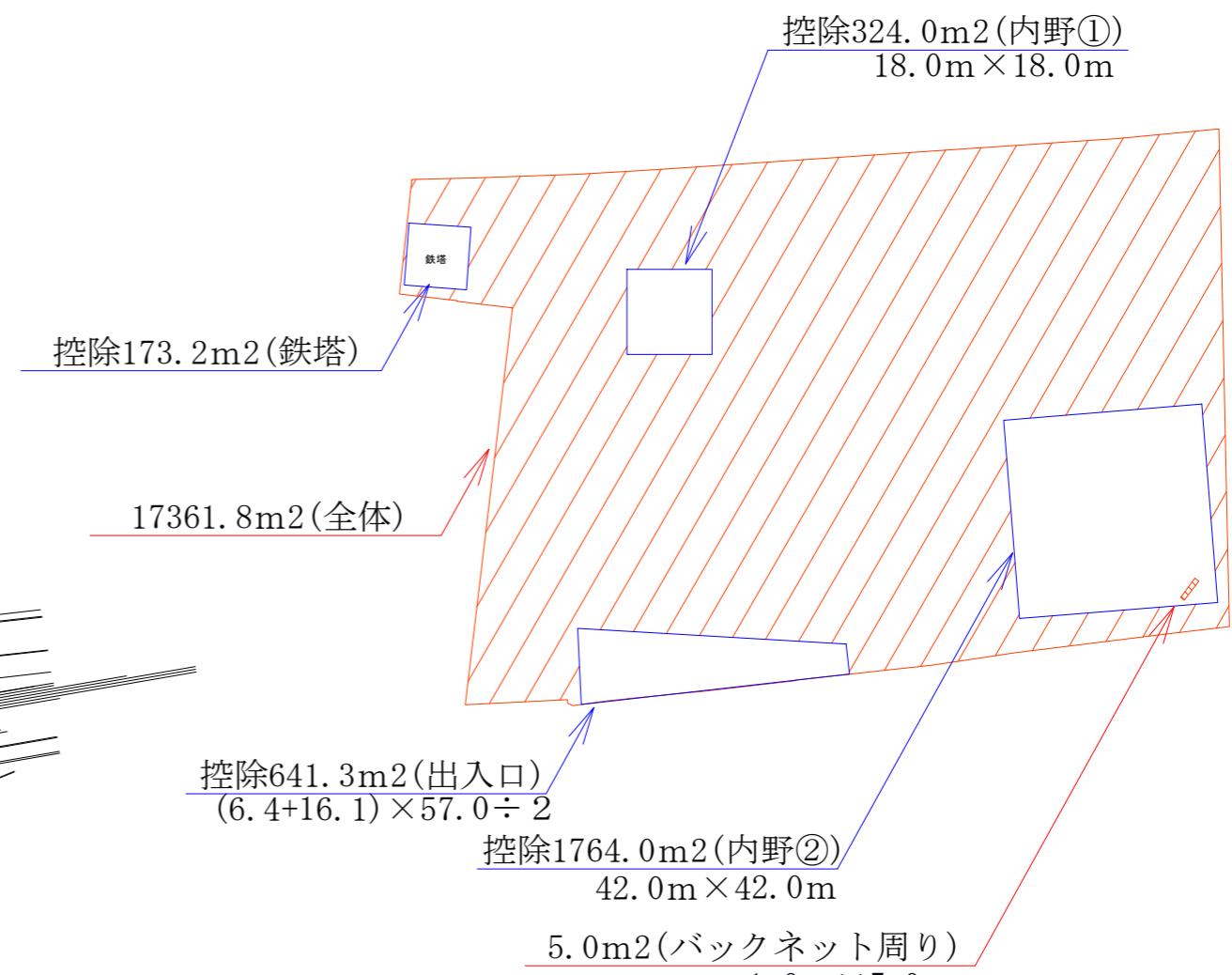
平面図 (グラウンド 1)

S = 1 : 1500 (A3)



求積図 (グラウンド 1)

S = 1 : 1500 (A3)



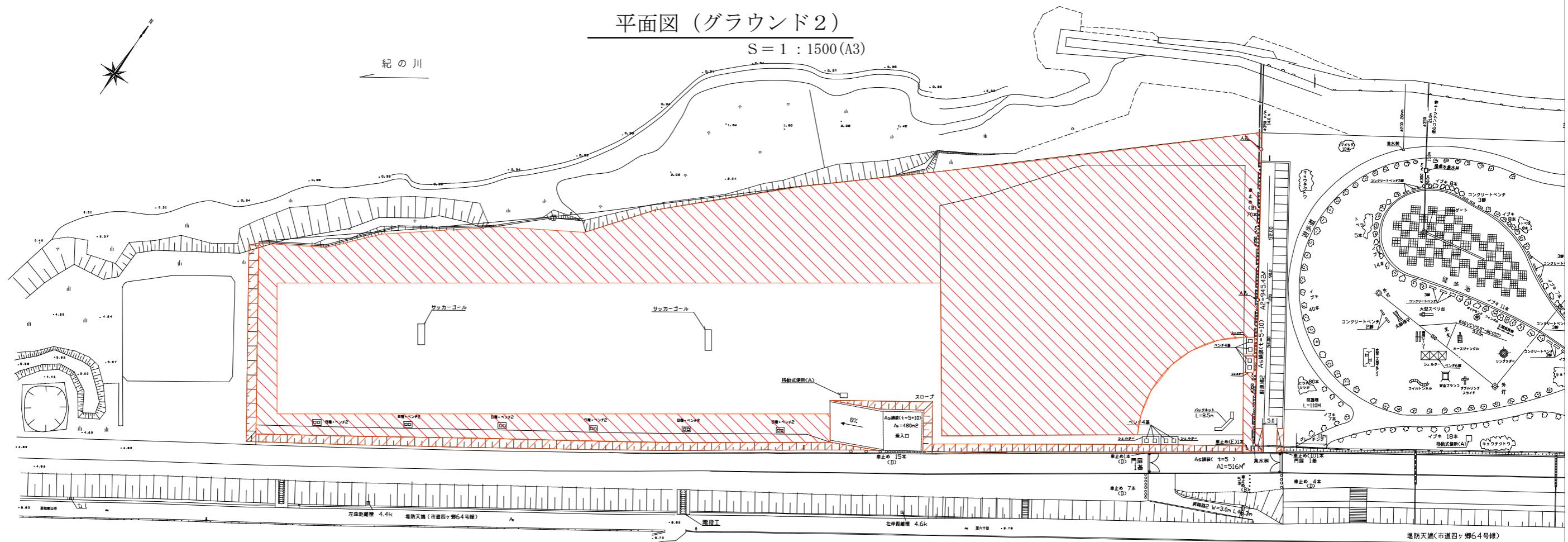
第3緑地 (グラウンド 1)

全体 17361.8 - 鉄塔 173.2 - 内野① 324.0 - 出入口 641.3 - 内野② 1764.0 + バックネット周り 5.0 = 14,500m²

草刈面積

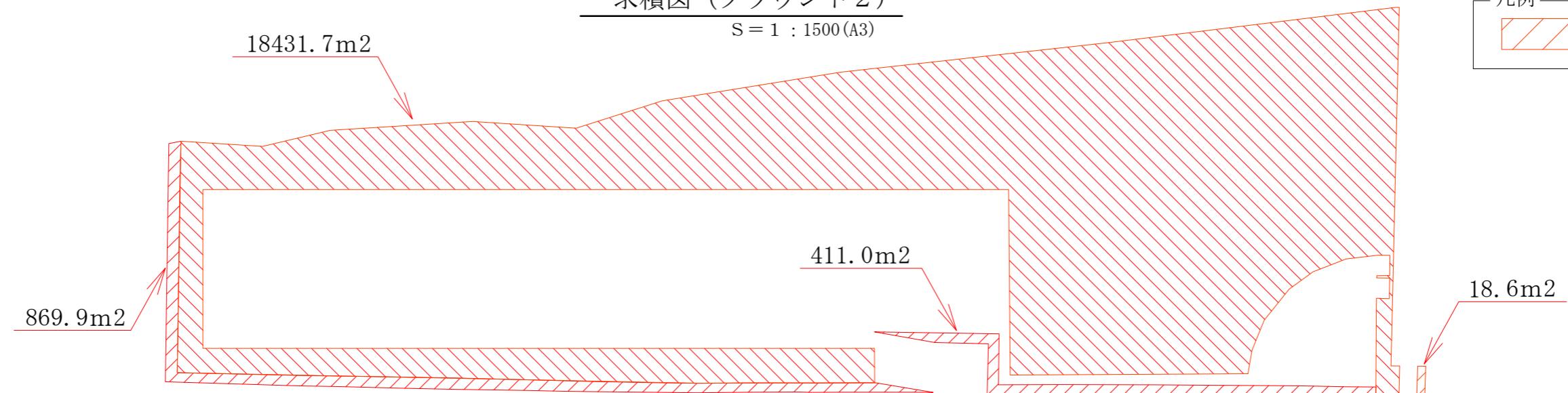
平面図 (グラウンド2)

S = 1 : 1500 (A3)



求積図 (グラウンド2)

S = 1 : 1500 (A3)



凡例

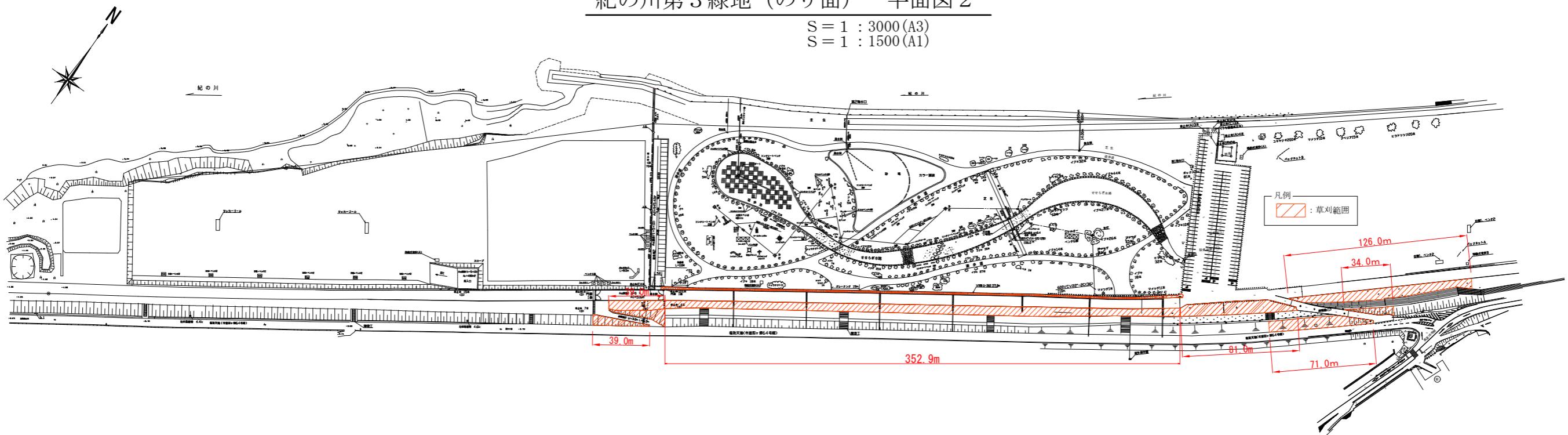
□ : 草刈範囲

第3緑地 (グラウンド2) 草刈面積

$$869.9 + 18431.7 + 411.0 + 18.6 = 19,700 \text{m}^2$$

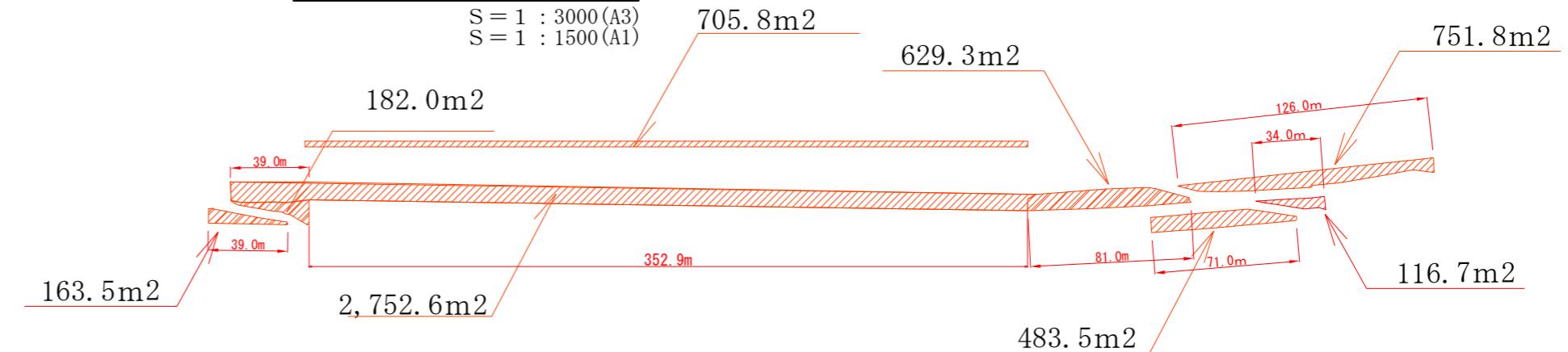
紀の川第3緑地（のり面） 平面図2

S = 1 : 3000 (A3)
S = 1 : 1500 (A1)



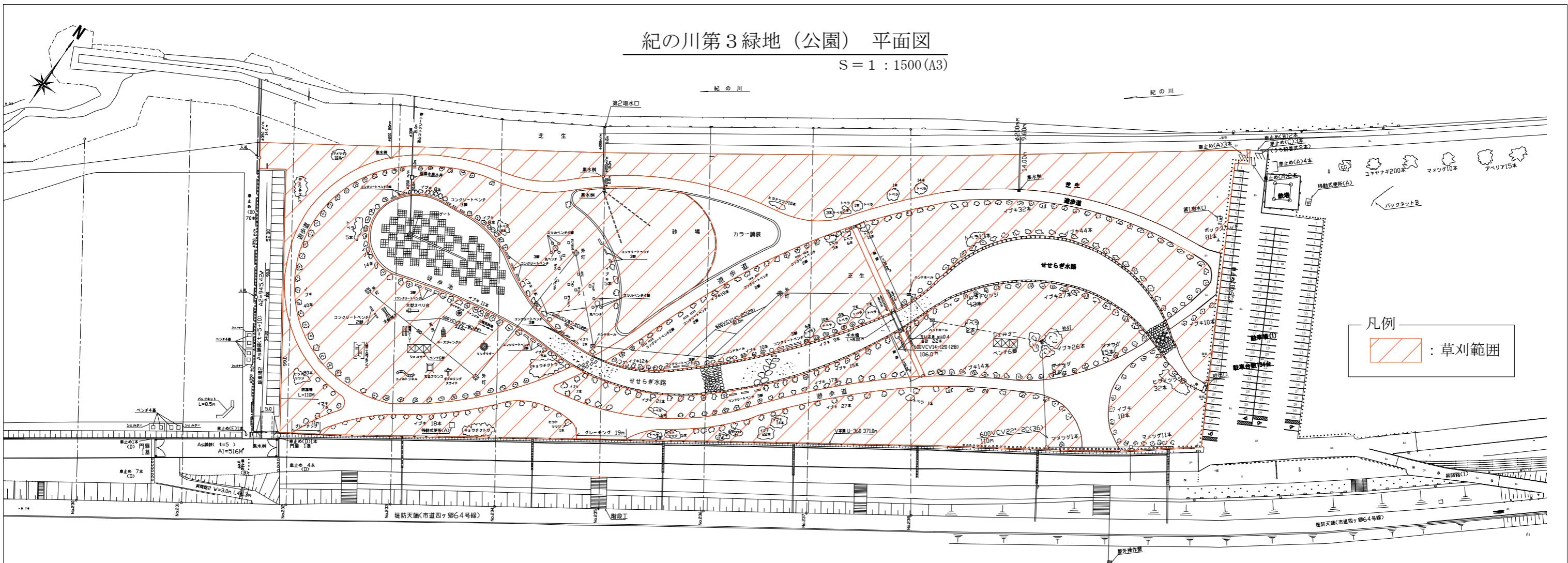
紀の川第3緑地（のり面）

S = 1 : 3000 (A3)
S = 1 : 1500 (A1)



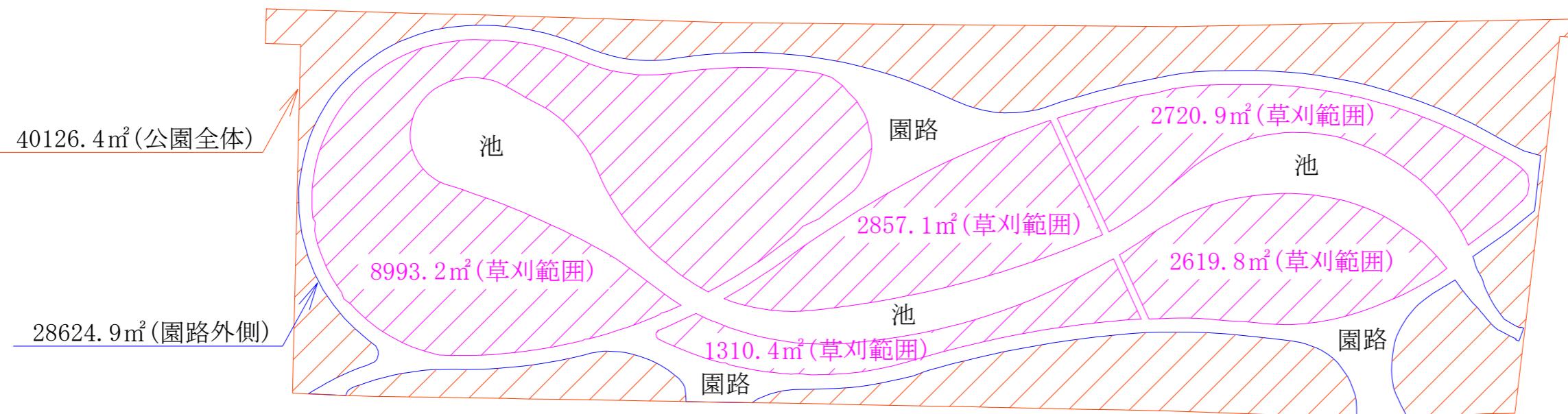
紀の川第3緑地（のり面） 草刈面積

$$163.5 + 182.0 + 2,752.6 + 705.8 + 629.3 + 483.5 + 116.7 + 751.8 \div 5,700 \text{m}^2$$



紀の川第3緑地（公園） 求積図

S = 1 : 1500 (A3)

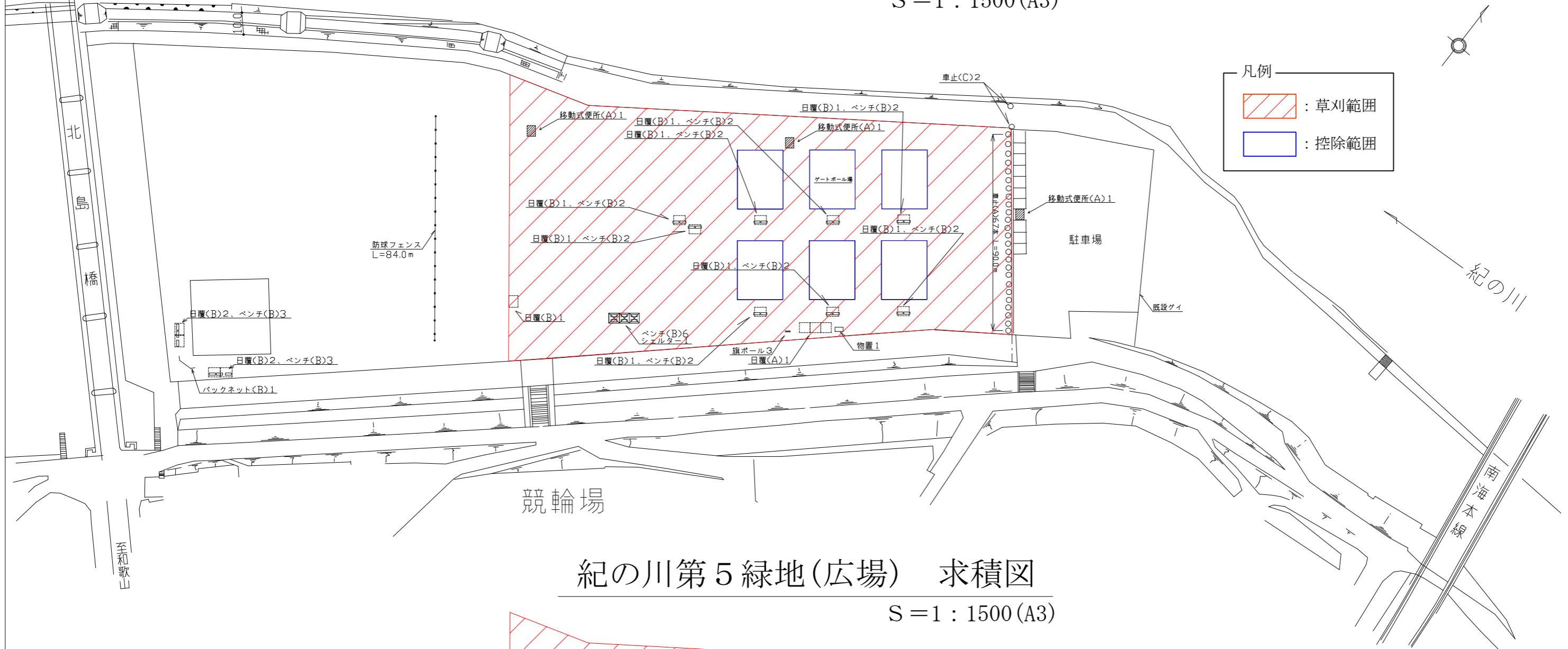


紀の川第3緑地（公園） 草刈面積

$$40126.4 - (28624.9 - 8993.2 - 2857.1 - 1310.4 - 2720.9 - 2619.8) \doteq 30,000 \text{ m}^2$$

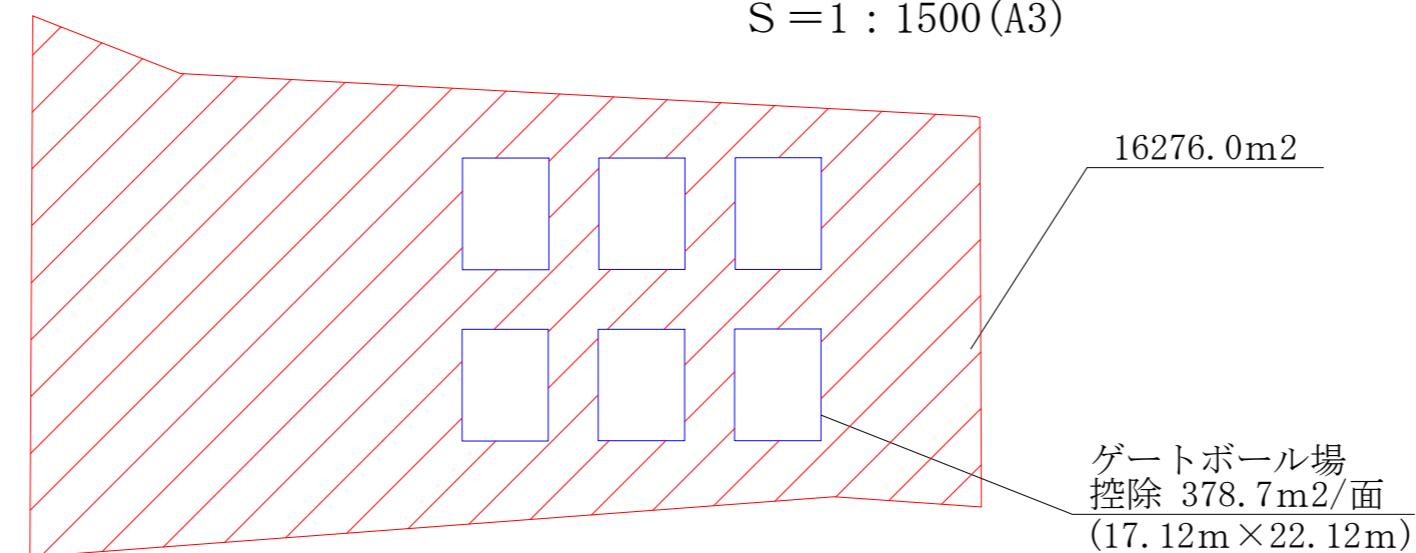
紀の川第5緑地(広場) 平面図

S = 1 : 1500 (A3)



紀の川第5緑地(広場) 求積図

S = 1 : 1500 (A3)



紀の川第5緑地（広場） 草刈面積

16276.0-378.7×6面=14,000m²

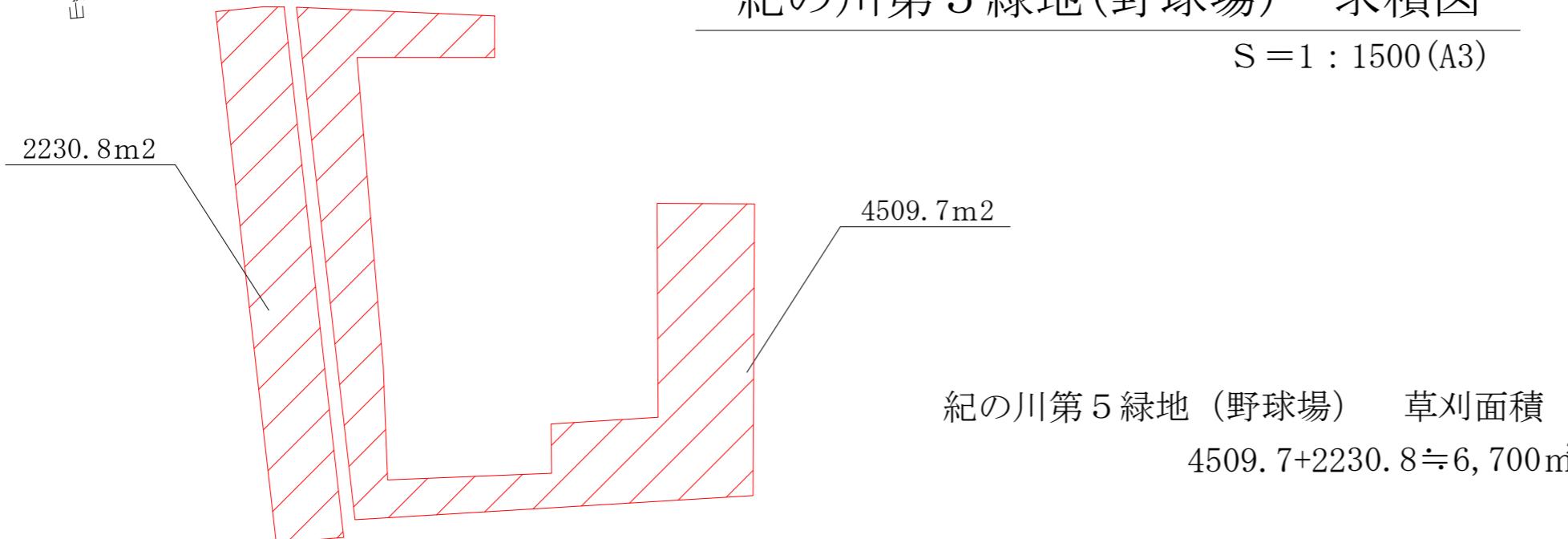
紀の川第5緑地(野球場) 平面図

S = 1 : 1500 (A3)



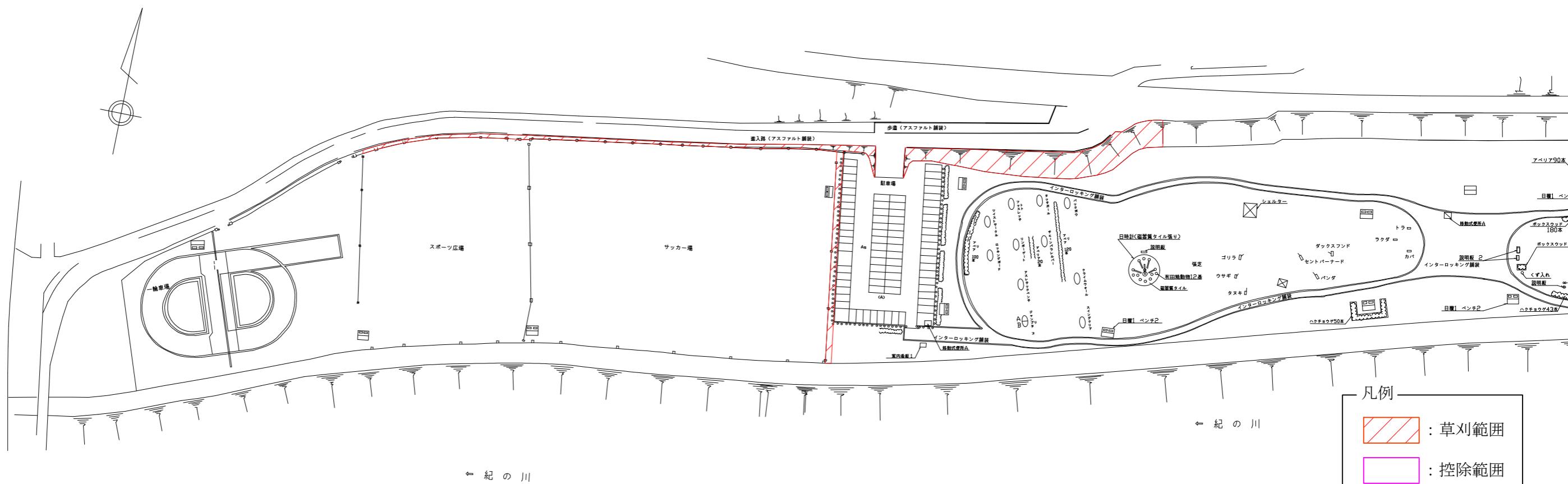
紀の川第5緑地(野球場) 求積図

S = 1 : 1500 (A3)



紀の川第8緑地(のり面他) 平面図

縮尺 1:1500



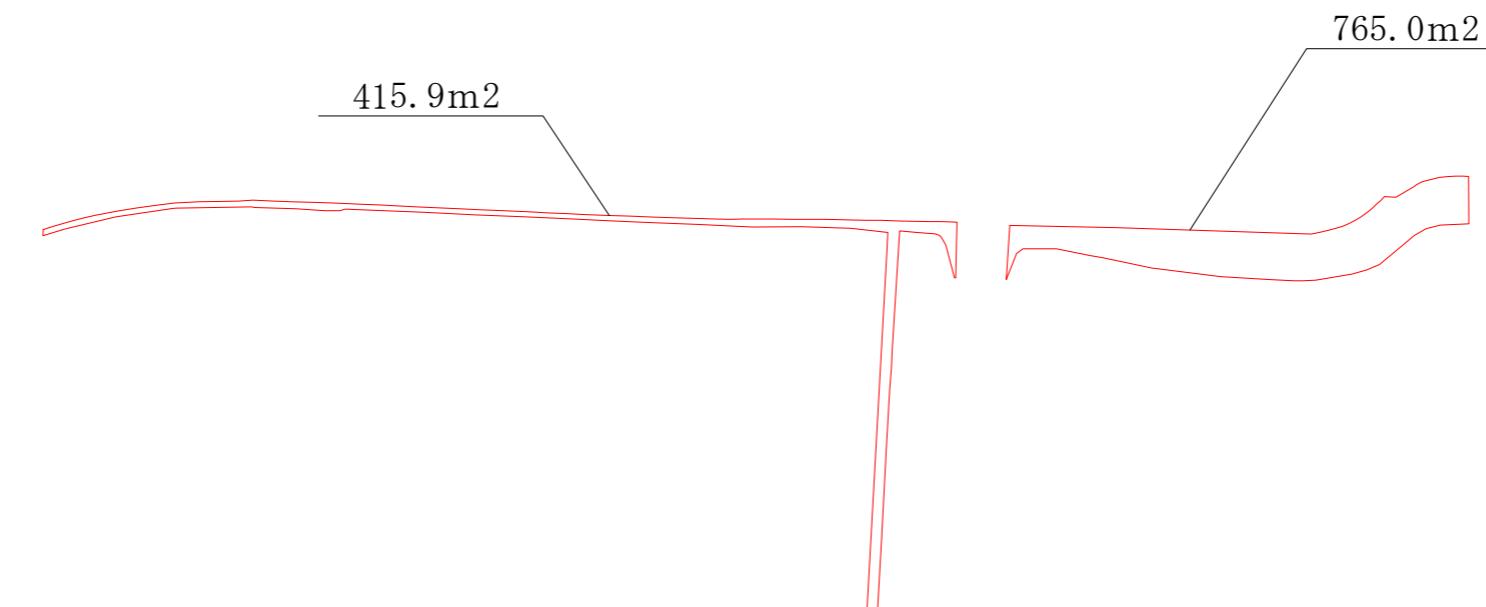
凡例

草刈範囲 (Mowing Area)

拘束範囲 (Restriction Area)

紀の川第8緑地(のり面他) 求積図

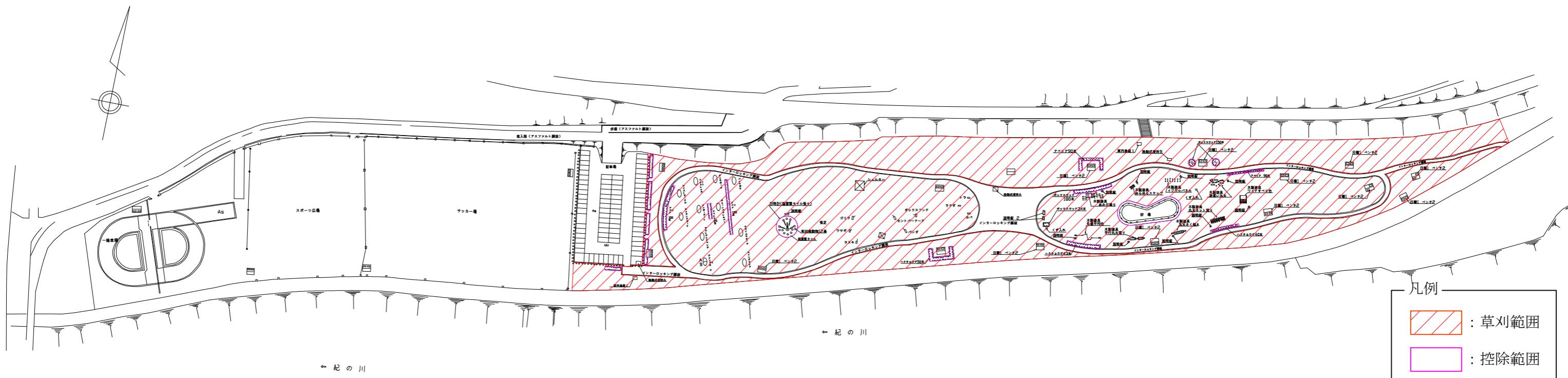
縮尺 1:1500



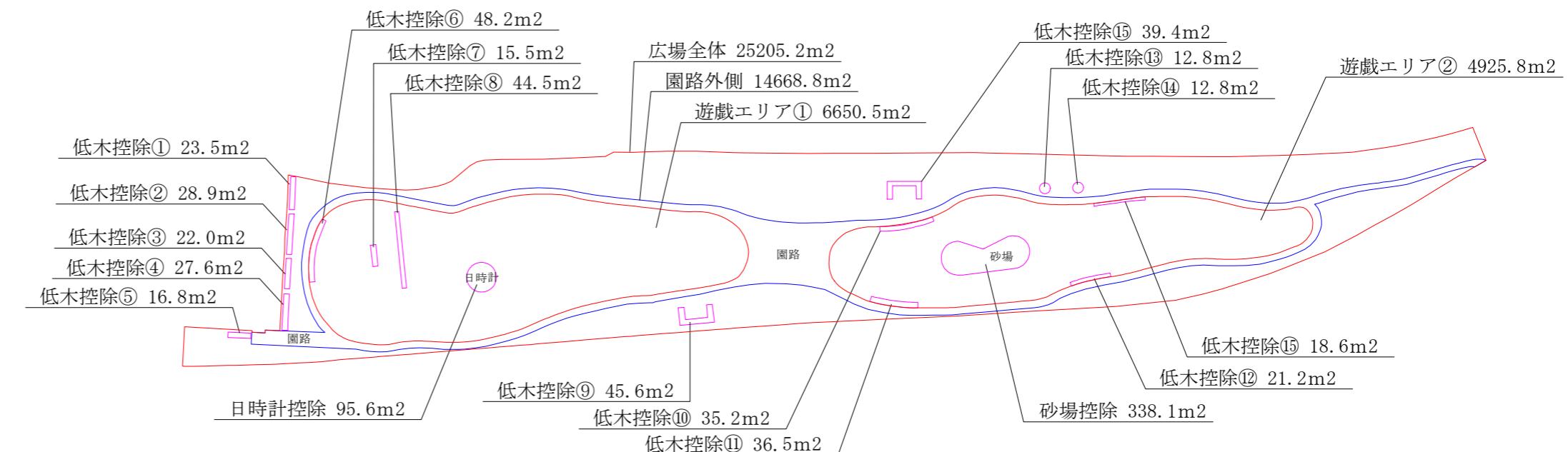
紀の川第8緑地 (のり面他) 草刈面積

$$415.9 + 765.0 \div 1,200 \text{m}^2$$

紀の川第8緑地(公園) 平面図



紀の川第8緑地(公園) 求積図
縮尺 1:2000



紀の川第8緑地（公園） 草刈面積

25205.2-(14668.8-6650.5-4925.8)-23.5-28.9-22.0-27.6-16.8-95.6-45.6-35.2-36.5-338.1-21.2-18.6-12.8-12.8-39.4-48.2-15.5-44.5
 $\div 21,200 \text{ m}^2$

令和 年 月 日

和歌山市長

尾花正啓様

受注者 住 所

氏 名

(印)

現場代理人等通知書

業務名 紀の川緑地内除草業務（下流）

令和 年 月 日付で委託契約を締結した上記業務の現場代理人を定めたので、別紙経歴書を添えて通知します。

現場代理人

経歴書(現場代理人)

住 所

氏 名

生年月日

年 月 日

資 格

1 平成 年 月 日
2 平成 年 月 日
3 平成 年 月 日

職 歴

1 平成 年 月 日
2 平成 年 月 日
3 平成 年 月 日

業務経歴

1 令和 年 月 日
2 令和 年 月 日
3 令和 年 月 日
4 令和 年 月 日

[注] 1 表題の()には、現場代理人等該当するものの名称を記載する。
2 資格は、法令による資格免許等の名称、等級、種別、登録(合格)番号を記載し、その写しを添付すること。
3 業務経歴は、業務名及び現場代理人等の任務を記載する。

○ 月分 月間作業計画書

令和 年 月 日

公園緑地課長 様

受注者 :

印

下記の通り除草作業を実施しますので、報告します。

業 務 名 : 紀の川緑地内除草業務 (下流)

令和 年 月分

日	曜日	作業緑地名	施設名	作業人数	作業時間	使用機材及び台数
1	○	紀の川第○緑地	○○○	○人	時～時	○○○ × ○台
2					時～時	
3					時～時	
4					時～時	
5					時～時	
6					時～時	
7					時～時	
8					時～時	
9					時～時	
10					時～時	
11					時～時	
12					時～時	
13					時～時	
14					時～時	
15					時～時	
16					時～時	
17					時～時	
18					時～時	
19					時～時	
20					時～時	
21					時～時	
22					時～時	
23					時～時	
24					時～時	
25					時～時	
26					時～時	
27					時～時	
28					時～時	
29					時～時	
30					時～時	
31					時～時	

○ 月分 月間作業報告書

令和 年 月 日

公園緑地課長 様

受注者 :

印

下記の通り除草作業を実施しましたので、報告します。

業 務 名 : 紀の川緑地内除草業務 (下流)

令和 年 月分

日	曜日	作業緑地名	施設名	作業人数	作業時間	使用機材及び台数
1	○	紀の川第○緑地	○○○	○人	時～時	○○○ × ○台
2					時～時	
3					時～時	
4					時～時	
5					時～時	
6					時～時	
7					時～時	
8					時～時	
9					時～時	
10					時～時	
11					時～時	
12					時～時	
13					時～時	
14					時～時	
15					時～時	
16					時～時	
17					時～時	
18					時～時	
19					時～時	
20					時～時	
21					時～時	
22					時～時	
23					時～時	
24					時～時	
25					時～時	
26					時～時	
27					時～時	
28					時～時	
29					時～時	
30					時～時	

参 考

刈 草 处 理 計 画 書

業 務 名 紀の川緑地内除草業務（下流）

1 刈草の運搬

除草後の運搬手段として、パッカー車またはダンプトラック（2～4t）を使用します。

2 飛散防止計画

除草終了後、処分場または仮置き場への運搬の際、飛散防止策としてブルーシートで運搬車両を養生します。

なお、パッカー車での運搬では飛散しないと考えられます。

3 処分場、および仮置場

処分場 青岸エネルギーセンター
和歌山市湊1342-3
TEL 428-4153

仮置場

TEL

受注者 住 所
氏 名

(印)

刈草処分量報告書（紀の川第〇緑地）

令和 年 月 日

公園緑地課長 様

受注者 :

印

業務名：紀の川緑地内除草業務（下流）

No	作業緑地名	施設名	処分日	処分重量(kg)
1	紀の川第〇緑地	〇〇〇	月 日	kg
2			月 日	kg
3			月 日	kg
4			月 日	kg
5			月 日	kg
6			月 日	kg
7			月 日	kg
8			月 日	kg
9			月 日	kg
10			月 日	kg
11			月 日	kg
12			月 日	kg
13			月 日	kg
14			月 日	kg
15			月 日	kg
16			月 日	kg
17			月 日	kg
18			月 日	kg
19			月 日	kg
20			月 日	kg
21			月 日	kg
22			月 日	kg
23			月 日	kg
24			月 日	kg
25			月 日	kg
合計				kg

※処分伝票（写し）を添付して提出すること。

完了報告書

令和 年 月 日

公園緑地課長 様

受注者 :

印

下記の通り除草作業を実施しましたので、報告します。

業務名 : 紀の川緑地内除草業務（下流）

令和 年 月分

日	曜日	作業緑地名	施設名	作業人数	作業時間	使用機材及び台数
1	○	紀の川第○緑地	○○○	○人	時～時	○○○ × ○台
2					時～時	
3					時～時	
4					時～時	
5					時～時	
6					時～時	
7					時～時	
8					時～時	
9					時～時	
10					時～時	
11					時～時	
12					時～時	
13					時～時	
14					時～時	
15					時～時	
16					時～時	
17					時～時	
18					時～時	
19					時～時	
20					時～時	
21					時～時	
22					時～時	
23					時～時	
24					時～時	
25					時～時	
26					時～時	
27					時～時	
28					時～時	
29					時～時	
30					時～時	
31					時～時	

別記様式第30号

令和 年 月 日
(年)

和歌山市長
尾花正啓様

受注者 住所

氏名

印

業務完了通知书

下記業務は令和 年 月 日に完了したので契約書第11条の規定に基づき通知します。

記

業務名 紀の川緑地内除草業務（下流）

契約金額 ¥_____円

契約年月日 令和 年 月 日

履行期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

請求書

金額								
----	--	--	--	--	--	--	--	--

(頭書に¥をつけること)

ただし 紀の川緑地内除草業務（下流）の完了代金

上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

和歌山市長
尾花正啓様

住 所 和歌山市○○○○○○○○○○

氏 名 ○○○○○○株式会社
代表取締役 ○○○○ ○印

業務委託契約書

和歌山市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 発注者は紀の川緑地内除草業務（下流）（以下「委託業務」という。）の履行を受注者に委託し、受注者はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年1月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 受注者は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、円（うち、消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、予め発注者の承諾を得て、書面にて通知した場合はこの限りではない。

（再委託等の禁止）

第6条 受注者は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは受注者に対して報告を求め、又は受注者に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 発注者は、草の長さの程度により、除草回数の増減に必要があると判断した場合、若しくは、その他内容を変更する必要があると判断した場合は、委託業務の内容を変更することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面により定めるものとする。

2 発注者は、前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、発注者受注者協議して定める。

（損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由により生じた損害は、発注者が負担する。この場合において、発注者が負担すべき額は、発注者受注者協議して定める。

2 発注者は、委託業務の履行に関して発生した事故により受注者の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

（受注者の債務不履行）

第10条 受注者は、その責めに帰すべき理由により委託業務を履行しなかったときは、その不履行部分に相当する額を減額して、委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、発注者が定める。

2 前項の場合において発注者に損害が生じたときは、受注者は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償は、発注者が受注者に対し、委託金額の100分の30までの金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(確認)

第11条 受注者は、委託業務を履行したときは、延滞なくその旨を発注者が定める方式により発注者に通知し、発注者の確認を求めるべき。

2 受注者は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、前項の規定に準じ、発注者の確認を受けなければならない。

(委託金の支払)

第12条 受注者は、履行した委託業務について前条の規定による確認を受けた後、発注者に対して委託金の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、発注者の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(部分払)

第13条 受注者は、業務の完了前に、業務の既履行部分に相応する契約金の額の10分の9以内の額で、次項から第4項までに定めるところにより部分払を1回のみ請求することができる。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、仕様書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

4 受注者は、前項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合において、発注者は当該請求を受けた日から30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(発注者の解除権)

第14条 発注者は、次条及び受注者の債務不履行の場合によるほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中に委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 理由を問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償は、発注者が受注者に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

4 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を受注者に支払わなければならない。

第15条 発注者は、必要があるときは、受注者に対して通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(受注者の解除権)

第16条 受注者は、発注者の債務不履行の場合による場合のほか、第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため委託金額が3分の2以上減少したときは、この契約を解除することができる。

2 第8条2項及び第14条第4項の規定は、前項の規定により、この契約が解除された場合に準用する。

(賠償金等の徴収)

第17条 発注者は、受注者がこの契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者が受注者に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは受注者に追徴する。

(秘密の保持等)

第18条 受注者は、委託業務の履行に際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 受注者は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 受注者は、受注者又は受注者の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、発注者が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(暴力団等排除に係る解除)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。

以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 受注者の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 受注者の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 受注者の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 受注者の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 受注者の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 受注者が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。

3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、受注者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る解除)

第20条 受注者が次の各号のいずれかに該当したとき、発注者は直ちにこの契約を解除することがただし、その事由が発注者の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受注者又は構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものといい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものといい。次号において同じ。）行った場合において、受注者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、受注者に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為に刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 受注者は、前項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を発注者に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、受注者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(補則)

第21条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて発注者受注者協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

発注者 和歌山市七番丁23番地

和歌山市

和歌山市長 尾花正啓

受注者